

2023年8月

お客さま各位

株式会社 福島銀行

インボイス制度開始に伴う当行の対応について

2023年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。福島銀行は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまがお取引にあたって当行に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、適格請求書(インボイス)を発行いたします。

なお、主な取り扱いについてご案内いたします。

1. 適格請求書発行事業者登録番号

株式会社福島銀行:T4380001001393

[国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト](#)からもご確認いただけます。

2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料

- (1) 営業店窓口等で各種手数料(残高証明書発行手数料、融資関係手数料など)をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書(または受取書)」を発行いたします。
- (2) 営業店窓口にて備付けの振込依頼書や両替票などは、各種伝票に複写式となっている手数料領収書をインボイスとしてご利用いただけます。

3. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料

預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「計算書やお知らせ等」のダイレクトメールをご郵送いたします。

後納手数料	1か月分の各種手数料を翌月10日に預金口座より引落すご契約の手数料(振込手数料、取立手数料等)
定額手数料	毎年または毎月、定額の手数料を預金口座より引落すご契約の手数料(年間手数料[貸金庫・夜間金庫]、基本手数料[IB・FB]、月額手数料[WEB口座振替]等)

※自動振替の方法でお支払いいただいている手数料のうち、一部の手数料は、別途お客さまにインボイスの要件を満たした書面を交付するなどの対応を順次開始いたします。

《対象となる手数料》

- ・定額自動振込による振込手数料
- ・インターネットバンキング・ファームバンキングによる振替・振込手数料

4. 手数料お支払い明細書の交付

毎月1日から月末日までの1か月分の手数料を集計し、お取引のあった月毎に毎月発行し郵送します。

《対象となる手数料》

- ・インターネットバンキング・ファームバンキングによるデータ伝送振込手数料
- ・データ伝送による口座振替取扱手数料・振込手数料

5. ATMでのお取引について

ATMのお取引にかかる3万円未満のATM手数料は、「自動販売機および自動サービス機により行われる商品の販売等(自動販売機特例)に該当するため、「ご利用明細」の様式の変更はございません。

6. 当行に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降におきまして、当行がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当行が消費税を含む代金(対価)をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当行に対してインボイスの提出をお願いいたします。

* [インボイス制度特設サイト](#)(国税庁)はこちらからご確認いただけます。

* ご不明な点はお取引店にお問い合わせください。